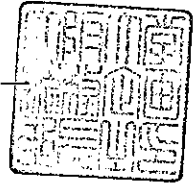




平成24年 6月 6日

大阪大学箕面地区教職員組合
執行委員長 岡本真理 殿

国立大学法人大阪大学
総務企画部長 中村 信



平成24年6月4日付け質問状に対する回答

標記文書による申入れについて、以下のとおり大学としての考えを示します。

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律は、1条で「我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であること」をその制定趣旨として定めています。また、独立行政法人や国立大学法人の運営費交付金減額分は、被災地対応（震災復興支援）のために用いる旨、政府が述べているところです。現在の我が国の国家財政状況や震災復興対応の必要性に鑑み、国家公務員が給与減額措置を講じていることからすると、税金である運営費交付金により人件費の多くが賄われている国立大学法人としては、国と異なる対応を行っては、国民の理解を得ることができず、ひいては、大学の社会的信頼を損なう結果にもつながりかねないと判断し、今回の決断に至りました。

なお、震災復興のために大学としてできることについて、積極的に検討を行い、これを実行していくこともまた重要です。本学では、他の機関とも連携しながら、これまで、附属病院DMATによる救助活動、被災大学・被災地域への支援物資の緊急輸送、原子力・放射線研究チームによる現地調査・汚染測定、世界各地へ多言語での震災情報の発信、さらには教職員や学生ボランティアの現地派遣、義援金の募金活動など、様々な取組みを行っているところですが、引き続き、復興支援等に取り組んでまいります。

以上、ご理解とご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。